

青森県報

第三千六百一十一号

平成二十四年
十月三十一日
(水曜日)

目次

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則…………… (港湾空港課) …… 一

告示

特定行為業務の登録…………… (高齢福祉課) …… 二

公共測量の実施…………… (監理課) …… 三

右 同…………… (道路課) …… 三

道路の区域の変更…………… (道路課) …… 四

道路の供用の開始…………… (同) …… 四

都市計画事業計画の変更認可…………… (都市計画課) …… 四

建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の全部の廃止…………… (建築住宅課) …… 五

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 五

右 同…………… (同) …… 五

右 同…………… (同) …… 六

右 同…………… (同) …… 六

右 同…………… (同) …… 六

右 同…………… (同) …… 七

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… (商工政策課) …… 七

出先機関

土地改良区の役員の退任…………… (東青地域民局) …… 八

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (会計課) …… 八

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日までの間における第八条の規定の適用については、同条の表中

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するものを除く。)

ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一(最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一)

とあるのは、

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するも

ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の

〇二〇〇〇〇 一七	〇二〇〇〇〇 一六	〇二〇〇〇〇 一五	〇二〇〇〇〇 一四	〇二〇〇〇〇 一三	〇二〇〇〇〇 一二	〇二〇〇〇〇 一一	〇二〇〇〇〇 一〇	〇二〇〇〇〇 〇九	〇二〇〇〇〇 〇八	〇二〇〇〇〇 〇七
"	"	"	"	"	"	"	二四・四・一	"	二四・五・二四	"
会法社 人東福 幸社	プ法社 ル人福 メー社	プ法社 ル人福 メー社	プ法社 ル人福 メー社	会法社 人東福 晴社	会法社 人東福 晴社	れ法社 会人福 すみ社	れ法社 会人福 すみ社	ん法社 人福 すわ社	ん法社 人福 すわ社	会法社 人東福 幸社
一丁目 白山市 二台東 の二	の長上戸上 一谷吉町北 一八田大郡六 五字六	の長上戸上 一谷吉町北 一八田大郡六 五字六	の長上戸上 一谷吉町北 一八田大郡六 五字六	六町三沢市 の二丁目大 七目大	六町三沢市 の二丁目大 七目大	八場黒石市 の尻南馬 一南五	八場黒石市 の尻南馬 一南五	の辺市五 一三脇所川 六元磯原 五磯原	の辺市五 一三脇所川 六元磯原 五磯原	字字八 夏市市 秋川大 四町大
ヤム老特 イサ人養 ンソホ養 シー護	ルム老特 メ人養 プー護	ルム老特 メ人養 プー護	ルム老特 メ人養 プー護	ホー三 ム沢老 ム老人	ホー三 ム沢老 ム老人	人別す ホ養み ー護れ ム老特	人別す ホ養み ー護れ ム老特	わスシ ンテョ のイリ すト	のム老特 リす人養 わホ養 んー護	ム老特 寿人養 楽ホ養 荘ー護
一丁目 白山市 二台東 の二	の長上戸上 一谷吉町北 一八田大郡六 五字六	の長上戸上 一谷吉町北 一八田大郡六 五字六	の長上戸上 一谷吉町北 一八田大郡六 五字六	六園字三 の沢沢市 八沢市大 五字大	六園字三 の沢沢市 八沢市大 五字大	八場黒石市 の尻南馬 一南五	八場黒石市 の尻南馬 一南五	の辺市五 一三脇所川 六元磯原 五磯原	の辺市五 一三脇所川 六元磯原 五磯原	字字八 夏市市 秋川大 四町大
"	"	"	"	"	"	"	二四・四・一	"	二四・五・二四	"
施設老 設人福 介社護	介入予 所防定 護所生 介短介 活期護	介入指 所定 護所生 指短 介期	施設老 設人福 介社護	介入指 所定 護所生 指短 介期	施設老 設人福 介社護	介入指 所定 護所生 指短 介期	施設老 設人福 介社護	介入指 所定 護所生 指短 介期	施設老 設人福 介社護	施設老 設人福 介社護

青森県告示第七百七十五号

- 一 作業種類
- 二 基本測量（災害復興計画に伴う空中写真撮影）
- 三 作業期間
- 四 平成二十四年十月九日から平成二十五年三月三十一日まで
- 五 作業地域
- 六 八戸市
- 七 上北郡六戸町
- 八 上北郡おいらせ町
- 九 三戸郡五戸町
- 一〇 三戸郡南部町
- 一一 三戸郡階上町

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百七十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月三十一日

〇二〇〇〇〇 一六	〇二〇〇〇〇 一七	〇二〇〇〇〇 一八	〇二〇〇〇〇 一九
"	"	二四・四・五	"
会法社 人東福 幸社	会法社 人東福 幸社	会法社 人東福 幸社	会法社 人東福 幸社
一丁目 白山市 二台東 の二	竹字む 立奥つ 立内市 九内大 字大	竹字む 立奥つ 立内市 九内大 字大	竹字む 立奥つ 立内市 九内大 字大
イーイ ンソ シヤ ステ	ム老特 恵人養 光園ー 護	ム老特 恵人養 光園ー 護	ム老特 恵人養 光園ー 護
一丁目 白山市 二台東 の二	竹字む 立奥つ 立内市 九内大 字大	竹字む 立奥つ 立内市 九内大 字大	竹字む 立奥つ 立内市 九内大 字大
"	"	二四・四・五	"
介入指 所定 護所生 指短 介期	介入指 所定 護所生 指短 介期	施設老 設人福 介社護	介入指 所定 護所生 指短 介期

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関
青森河川国道事務所長

二 測量の種類

公共測量（道路計画）

三 測量の期間

平成二十四年十月二十六日から平成二十五年二月二十八日まで

四 測量の地域

青森市大字新城（大字三内 地内）

青森県告示第七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十一月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道 二八〇号	青森市大字西田沢字浜田七の一から 青森市大字西田沢字沖津七の一まで	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
				後	二・六・五〇メートルから 二・二・九〇メートルまで	七九・八〇メートル	
				後	二・八・九〇メートルから 二・二・七〇メートルまで	五九・八〇メートル	
				前	一・〇・九〇メートルから 一・〇・〇〇メートルまで	五九・八〇メートル	

青森県告示第七百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十一月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道二八〇号	青森市大字西田沢字浜田七の一から 青森市大字西田沢字沖津七の一まで	平成二四・二・一

青森県告示第七百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、六戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十四年十月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称
六戸町

二 都市計画事業の種類
六戸都市計画下水道事業（六戸町公共下水道）

三 事業施行期間
昭和六十二年八月二十二日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成二十三年三月十六日青森県告示第二百四十四号）の事業地のうち、六戸町大字大落瀬字通目木、字坪毛沢、字下久保、字高館字五人役、字後田及び字柴山の各一部において事業地を変更する。また、大字上吉田字上吉田、字上川原、字坂ノ下、字前田及び字松木田を削る。

青森県告示第七百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の十三第一項の規定により、次の指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の全部の廃止を許可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	年 許 月 日 可	年 廃 月 日 止
財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂三丁目四の二	東京都江東区新砂三丁目四の二	平成 二四・一〇・五	平成 二四・二・一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成二十四年十月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人十和田市サッカー協会

三 代表者の氏名
十文字 敏雄

四 主たる事務所の所在地
十和田市東十二番町五の二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、サッカーに関する事業を行い、サッカーの普及と強化、そしてサッカーを通じた地域活性と社会貢献を目標とすることで、子ども達の健全な育成と生涯スポーツ社会の実現、スポーツ文化の発展、そして健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成二十四年十月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アスク・パートナーズ

三 代表者の氏名

石橋 ゆり子

四 主たる事務所の所在地

八戸市根城一丁目三四の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、結婚問題に悩める独身者に対し、地域結婚情報を提供し、具体的な成果として結婚へと導こうとするものである。そのことにより、独身者本人のみならず、両親・親戚を含む家族の喜び・幸せを実現し、もって地域社会の健全な育成を図り、ひいては、国家社会の安定・発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コスモス園友愛の会

三 代表者の氏名

北村 道子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字尻内字畑田二九の三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族に対して、自立した生活を営むために必要な生活支援等に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プロジェクト五所川原倶楽部

三 代表者の氏名

大西 智子

四 主たる事務所の所在地

五所川原市

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県五所川原市において、中心商店街のまちづくりや、立佞武多を活用した文化・観光の事業を行なうことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月十日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりIT活用サポートセンター

- 三 代表者の氏名

大浦 雅勝

- 四 主たる事務所の所在地

弘前市大字大町一丁目九の二

- 五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内で暮らす人や企業に対してIT・Webの利活用（リテラシー）の啓蒙すること、及びIT・Webの教育を行う事業を行い、IT・Webによる人々の豊かな暮らしや企業の経営活動に寄与することを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人水辺の楽校まべち
- 三 代表者の氏名
池田 光則

- 四 主たる事務所の所在地

八戸市大字長苗代字内舟渡三〇の九

- 五 定款に記載された目的

この法人は馬淵川の自然環境保全と動・植物保全再生に努め、沿岸の生活文化、自然化の体験・学習を行い、三世代それぞれが協力し、人間性を豊かにする環境・コミュニティづくりにより、地域特性を活かした川の文化を次世代に継承することを目的とする。

~~~~~  
 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド青森二号店

青森市三好二丁目二の三〇外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 山田昇

- 三 青森市の意見の概要

1 騒音・振動特定施設となる七・五キロワット以上の空気圧縮機及び送風機を設置する際には、本市に対し、騒音規制法及び振動規制法、青森県公害防止条例で定められている届出が必要となる。

2 駐車場を一般公共の用に供する場合には、駐車場法第十一条の技術基準に適合する必要がある。

3 積雪時においても必要駐車台数の確保に支障をきたさないこと。

4 本地区は三好地区計画区域に位置することから、地区計画（地区整備計画）に適合する必要がある。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年十月三十一日から同年十一月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浪岡川土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年十月三十一日

東青地域県民局長 北 山 功 三

|                   |                  |                   |              |
|-------------------|------------------|-------------------|--------------|
| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名           | 住<br>所            | 退任の年月日       |
| 監<br>事            | 三<br>浦<br>新<br>一 | 南津軽郡藤崎町大字富柳字福岡三三二 | 平成二十四年十月三十一日 |

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月三十一日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等（青森県警察情報保全強化システム）賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年九月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

東日本電信電話株式会社青森支店

青森市橋本二丁目一の六

六 契約金額

三百四十六万九千二百八十四円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十四年八月十七日

|                                    |                                          |                              |
|------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|
| （発行所・発行人）<br>青森市長島二丁目一番一号<br>青 森 県 | （印刷所・販売人）<br>青森市第一問屋町二丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円一銭 |
|------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|